

雇用保険・厚生年金データの学術利用の 環境整備に関するヒアリング

○雇用保険・厚生年金データの学術利用の環境整備に関するヒアリング

(2026 年 6 月 2 日開催)における指摘事項 P 1

○雇用保険・厚生年金データの学術利用の環境整備に関するヒアリング

開催要綱 P 4

雇用保険・厚生年金データの学術利用の環境整備に関する
ヒアリング(2026年6月2日開催)における指摘事項

(事業全般)

- 全数の行政記録情報を使って、本当に政策に関わるような、EBPMに結びつくような政策の成果あるいは政策提言が出てくるような研究をなるべく積み重ねていただきたい。民間の他の研究機関、あるいは他の大学の人もアクセスを認めて、いろいろな形で成果を出していただくというのが大前提。何年間かはそういうことを一生懸命やっていただきたい。
- 今回はオンサイト環境の提供であるが、将来的には、リモートアクセス等、他の提供方法についても検討いただきたい。

(運用上の課題等)

- 厚生労働省から東京大学へのデータ提供は、個人情報保護法・日本年金機構法上の例外規定により、学術研究目的の提供を行うものと整理されると思われるので、そのことがしっかり担保されることが必要。
- 東京大学の運用チームのメンバーが利用者となることが想定されているならば、利益相反の観点から、審査における取扱い等を整理しておくべきではないか。
- 東京大学側の運用管理について、合意書で厚生労働省による監査や、東京大学から厚生労働省への管理・利用状況の報告について規定されているが、運用改善のため、違反までは認められない状況でも、適正ではないと判断した場合は是正を求めるようにしてもいいのではないか。

(セキュリティの確保)

- データを利用した研究は長期間にわたることが想定され、研究の過程で情報を取り扱う人が増えたり入れ替わったりすると考えられるため、運用側において、貴重な情報を扱っていることとセキュリティの確保の手法に関して、随時教育を行うことが重要。
- セキュリティ面で、もし何か間違いや、マルウェア等々の影響で情報の漏えいといったような事故が起こったときに、研究者だけではなく、大学の組織全体のセキュリティの対応と連携して対応していくべき。

- 提供するデータをハッシュ化するということだが、当面は現行の手法でやれるとしても、いずれ解読されてしまうことも考えられるため、対応が必要ではないか。

(利用者の範囲等)

- 研究グループにおける研究補助者（リサーチ・アシスタント）については、博士に限るなどの制約はないのか。研究グループ内の位置付けをルール化してはどうか。
- 研究グループとしてデータを利用する海外の研究者について、「日本学術振興会が実施する科学研究費助成事業の対象となる」研究機関と「同等の」研究機関に所属する研究者とは何かを具体的に示してはどうか。
- 査読者は、論文投稿者にとって匿名であれば十分であり、東京大学の事務局が査読者を知ることが許される範囲だと考えられる。誰が利用したかを公表しなければ、投稿者にとっては匿名を保持したまま、査読者にオンラインに来ていただくということは技術的には可能ではないか。

(提供データ・持ち出し基準)

- 標本調査や基幹統計で見られない、全数調査だと分かるというところに研究者の関心がある。最終的な報告、成果物をどう公表するかということでは厳密に処理をしたほうがいいが、知識を得る段階ではなるべく生の全数調査についての情報が欲しいという需要がある。厚生労働省ではなく、東京大学が管理することになるので、課題が生じるとは思うが、配慮していただきたい。
- 事業所の集計について、毎月勤労統計の地方調査、工業統計調査や経済センサスも事業所数が3未満は秘匿としているため、基本的に集計対象となる事業所数が3未満になる場合に、原則はマスキングをしてはどうか。
- 持ち出し基準を一律に設けると要約統計量¹も公表できない場合も生じてしまうため、個別の申請ごとに個人・事業所の権利を侵害しているのかどうかをチェックする方法のほうが柔軟なので、そのようにしていただきたい。諸外国の中にはそういう扱いをするところもある。
- 個人情報該当性をどう排除するのか。データ提供の際には再識別の可能性をできるだけ低くするという観点から、データの有用性との関係で、どの項目

¹ 平均値、中央値、分散、最大値・最小値など、データの特徴や全体傾向を把握するための統計量

をどういう形でハッシュ化するのかというのは御検討いただくほうがいい。
最初の提供の段階とその後の運用の段階で個人情報該当性をなくしておく
というのは非常に重要。

雇用保険・厚生年金データの学術利用の環境整備に関するヒアリング 開催要綱

1. 趣旨

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）において、EBPM（証拠に基づく政策立案）を推進するため「行政が取得・保有する個人情報の学術研究目的の利用・提供方法のユースケースとして、雇用保険及び厚生年金のデータを学術利用できる環境を早期に整備する」とされており、学術利用にかかる運営管理・運営体制等の環境整備に関する検討に資するため、ヒアリングを実施することとする。

2. 検討事項

- （１）厚生労働省から提供する雇用保険・厚生年金データについて
- （２）雇用保険・厚生年金データの学術利用にかかる運営管理・運営体制
- （３）雇用保険・厚生年金データの利用申請に対する審査基準
- （４）公表物等の審査基準
- （５）個人情報の漏えい防止等の措置
- （６）その他

3. 構成

ヒアリングの対象者及びオブザーバーは別紙のとおりとする。

4. 運営

- （１）本ヒアリングは、大臣官房年金管理審議官及び職業安定局長が有識者の参集を求めて開催する。
- （２）本ヒアリングの庶務は、年金局事業企画課及び職業安定局雇用保険課が行う。
- （３）本ヒアリングは、雇用保険・厚生年金データの提供に関する専門的事項を協議するため、公開すること等により、率直な意見の交換が不当に損なわれる可能性があることから、非公開とする。
- （４）議事の内容については、その要旨を作成し、参加者の了承を得た上で速やかに公表することとする。
- （５）大臣官房年金管理審議官及び職業安定局長は、必要に応じて関係者に出席を求め、説明等を聴取することができるものとする。

(別紙)

雇用保険・厚生年金データの学術利用の環境整備に関するヒアリング対象者

かんばやし りょう
神 林 龍 (武蔵大学経済学部教授)

きたむら ゆきのぶ
北 村 行伸 (立正大学学長・データサイエンス学部教授)

さいとう まもる
齋 藤 衛 (株式会社インターネットイニシアティブ執行役員 ネットワーク
サービス事業本部セキュリティ本部長)

たかはし ようこ
高 橋 陽子 (独立行政法人労働政策研究・研修機構主任研究員)

ひ お き と も み
日 置 巴美 (長島・大野・常松法律事務所パートナー (弁護士))

(五十音順・敬称略)

(オブザーバー)

厚生労働省政策統括官付政策立案・評価担当参事官室

内閣官房日本成長戦略本部事務局

東京大学